

各 位

会 社 名 株式会社プロジェ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 上 野 孝 一
(コード番号：3114 名証・大証第二部)
問合せ先 取締役 社長室長 森 田 宏 文
電話番号 (03) 5777-5152

当社の親会社 ステラ・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 古 川 善 健
(コード番号：8206 大証第二部)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 27 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。なお、改定箇所は、_____ (下線) で示しております。

記

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、当社「文書管理規程」「機密情報管理規程」等により、その文書に応じ適切・確実に定められた期間、保存・管理する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険の管理については「リスク管理規程」を定め、同規程に基づきリスク毎に主幹部を定め、社長室および取締役を中心に、適切な管理体制を構築・運営させるものとする。
- (2) 不測の事態が生じたリスクへの対応については、社長指揮下で緊急対策本部を設置し、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を毎月 1 回定時に開催するほか、必要な場合は臨時取締役会を開催し、重要事項の迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。
- (2) 業務執行については、職務分掌、職務権限をはじめとする諸規程等に従い、権限および責任の明確化を図り、効率的な業務の執行を確保する。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令や企業倫理の遵守体制を確立するため、コンプライアンス体制に係るガイドラインを作成し、役員および使用人等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、教育・監査および指導を行うものとする。
- (2) 当社は、相談、通報体制を設け、役員および使用人等が社内におけるコンプライアンスの違反行為が行われ、または行われようとしていることに気づいたときは、顧問弁護士等に通報（匿名可）しなければならないと定める。会社は、通報内容を秘守するとともに通報者に対して不利益な扱いを行わないものとする。

- (3) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、一切の関係を持たない。また、反社会勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社と親会社および子会社に関しては、互いに連携し、情報の共有化を図る。また、当社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、親会社との協議を行ったうえで取締役会において決定する。
- (2) 取締役会ははじめ、その他の重要な会議において監査役の出席を求め、意見を求める等、常時多面的な検討を経る体制を徹底するなど、経営の健全化を図ることとする。
- (3) 当社と親会社および子会社との間における、不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査体制を構築する。また、四半期毎に親会社に対し、当社の業務の遂行を不当に害しない限り、当社および子会社のリスク情報を開示するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の人事については、監査役の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。その使用人は専ら監査役の指示に従い、監査役の職務の補助に専念し、その使用人の任命、異動、評価、懲戒は、あらかじめ監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、当社およびグループの業務または業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実が判明したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告するものとする。
- (2) 常勤監査役は、取締役会をはじめとして、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。
- (3) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い連携を図っていくものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役および使用人から重要事項等について、適宜報告を受け、また、調査が必要とする場合には、当社管理部、財務経理部、不動産事業部に要請して監査が効率的に行われる体制とする。また、監査役会を原則として毎月1回開催し、重要事項について協議するほか、会計監査人との面談を持ち、問題点につき協議する体制とし、監査が実効的に行われる体制を確保するものとする。

以上

平成 18 年 5 月 24 日制定
平成 20 年 5 月 28 日改定
平成 21 年 5 月 27 日改定